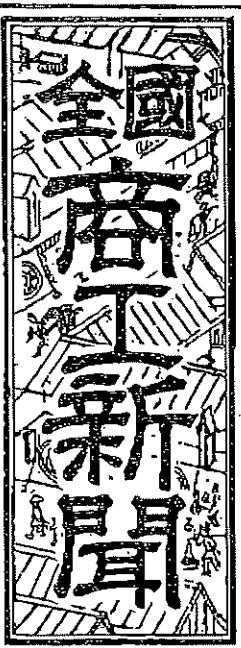


憲法9条に自衛隊明記の是非問う国民投票実施の動き 平和でこそ商売繁盛、改憲を許さない！



長岡版

発行編集
長岡民主商工会
長岡市中沢167-1
☎ 33-5948

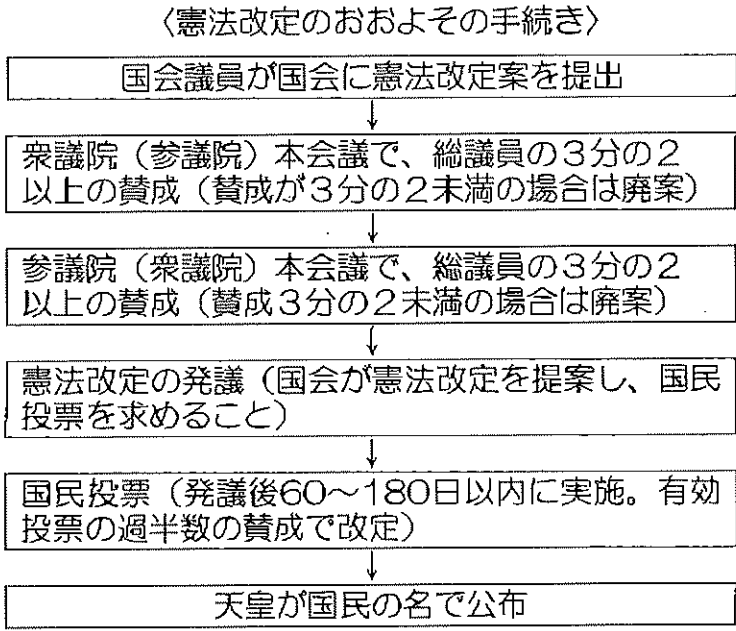
2024年 9月 2日
第2207号

インボイス制度は廃止を
消費税は5%に減税を
大軍拡・大増税をやめよ
税務相談停止命令制度は
廃止を

8月14日、岸田首相は、9月に予定されている自民党総裁選への立候補を見送ると表明したうえで、改憲については「自衛隊の明記と緊急事態条項について、条文の形で詰め、初の発議（憲法改定の国会発議）までつなげていかなければならない」と述べました。

岸田首相は8月8日、自民党本部で開かれた憲法改正実現本部の会合で、憲法9条に緊急事態条項とともに自衛隊を明記することの是非を問う国民投票実施を目指す考えを明らかにしていました。

憲法改定は、おおよそ次の手続きにより行われます。なお、先議の議院は衆議院、参議院のどちらでもよいこととなっています。



右の図のように、発議には衆参両院で総議員の3分の2以上の賛成が必要です。現在、憲法改定に積極的な姿勢を示す自民党、公明党、日本維新の会、国民民主党の改憲勢力4党が保持する議席数は衆参ともに総議員の3分の2を超えており、今、数の上では発議まで進めることも可能な状態です。

自衛隊の明記について、自民党改憲案では憲法9条1項・2項を現行通りとする一方、自衛隊と「自衛の措置」を明記した「9条の

2」という条文を新たに設けることとしています。この「自衛の措置」とは、これまで9条が禁じてきた海外での武力行使や集団的自衛権の行使を認めることを意味しています。

同一の法形式間では、後から制定された法と従来からある法が矛盾する場合、後から制定された法が、従来からある法を優越します。よって、「自衛の措置をとることを可能とする」自衛隊が憲法9条に明記された場合、平和主義・戦争放棄を謳った9条1項・2項は空洞化し、日本は戦争をする国へと変わってしまいます。

もし国会発議された場合は国民投票になりますが、その実施には次のような大きな問題があります。

- ①テレビ・ラジオでの有料広告の規制がない。改憲賛成・反対の意見広告放送は投票日当日まで可能であることから、資金力のある方が有利となる。
- ②最低投票率が設定されていない。有効投票の過半数の賛成があつたとしても、投票率が50%に満たなかった場合、その過半数の賛成をもって国民の意思としてよいのか。

憲法は、国民の権利や自由を守るために国家権力を縛るものです。権力側が改憲を提案すること自体間違っています。

改憲は戦争への道を踏み出すものであり、平和の上に成り立つ私たちの営業と暮らしをつぶします。民商・全商連は「平和でこそ商売繁盛」の立場から平和と民主主義を守る運動を推進します。

